

西中国信用金庫

〈定期積金〉商品概要説明書

平成22年10月 1日現在

1. 商品名	・スーパー積金
2. 販売対象	・個人の方および法人
3. 期間	・6ヶ月以上5年以下
4. 預入	
預入方法	・一定の掛金を一定期間、定期的に積み立てます。
預入金額	・1,000円以上
預入単位	・100円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括してお支払いします。
6. 給付補填金	
適用利率	・固定金利 (預入時の店頭表示の利率を約定金利として満期日まで適用します。)
支払時期	・満期日以降に一括してお支払いします。
計算方法	・給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に 年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・個人の場合は給付補填金には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (マル優のご利用はできません。) ・法人は総合課税となります。
8. 付加できる 特約事項	・個人の方は総合口座の担保定期積金に組み入れることができます (貸越利率 は担保定期積金の約定利率に0.7%上乗せした利率)。 ・当座預金、普通預金等からの自動振替による受入ができます。
9. 中途解約時 の取扱い	・①契約期間中に記載の掛込総額に達しないときは、払込日から満期日の前日 までの期間について、②満期日前に解約される場合には払込日から解約日の 前日までの期間について、以下の期限前解約利率により利息相当額を計算し、 積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は初回払込日から解約日ま での期間が1年未満の場合 ・解約日における普通預金利率 B 初回払込日から①の場合は満期日、②場合は解約日までの期間が1年以 上の場合 ・約定年利回り×60% (小数点第3位以下は切り捨て、この計算にお ける普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)
10. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。

<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時45分、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）